

日本消化器がん検診学会・部会委員会内規

第1条(名称)

本会は日本消化器がん検診学会・部会委員会(以下、部会委員会と略す)と称する。

第2条(委員構成)

下記の区分により委員を委嘱し、任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。

委員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の任期とする。

担当理事が委員長となる。

1. 部会担当理事
2. 各支部推薦の学会認定医各1名
3. 各支部放射線技師部会長各1名
4. 保健衛生部会世話人会推薦の代表者2名

第3条(業務)

1. 日本消化器がん検診学会総会および大会における部会研究会にかかわる企画立案をおこない、その結果を総会長および大会長に報告する。
2. 保健衛生部会世話人会推薦の委員を除く部会委員は学会認定胃がん検診専門技師制度検討委員会委員を兼務する。
3. その他、日本消化器がん検診学会理事長より委嘱される部会会員の資質向上に関する業務をおこなう。

第4条(会議)

1. 日本消化器がん検診学会総会および大会時に定例委員会を開催する。
2. 部会委員から委員会開催の要請があれば、臨時委員会を開催することができる。

第5条(事務局)

1. 部会委員会の事務は日本消化器がん検診学会事務局においておこなう。

第6条(補則)

1. この内規は平成11年10月28日より適用する。
2. この内規の改廃は部会委員の過半数の同意を要す。